

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（茨城県）

1 期間 平成27年度 第4四半期（平成28年 1月～ 3月）

2 検査計画概要

分類		品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品					
野菜類		11	隔週	29	10
果実類		-	-	-	-
きのこ・山菜類		3	月1回以上 (野生きのこ類・山菜類は適宜)	23	44
畜産物	牛肉, 馬肉, 豚肉, 鶏肉, 鶏卵, 原乳	6	月1回以上(牛肉は毎日, 馬は適宜)	6,000	44 市町村
野生鳥獣の肉	イノシシ肉	1	適宜	10	1 市
穀類		-	-	-	-
海産魚種	海産魚種	80～100	週1回	500～600	3 海域
	内水面魚種	8～15	週1回	60～80	霞ヶ浦・北浦 他5水系
その他	茶				
小計		109～136		6622～ 6742	
市場に流通している食品					
生鮮品又は加工品		10	週1回	40	
計		119～146		6662～ 6782	

※種 類		1月	2月	3月	市町村・対象品目	検査時期	検査方法 (各品目の生産・出荷がある期間に、出荷前検査を行う)
1. 野菜類							
D	非結球葉菜類(ホウレンソウ等)	○	○	○	常総市・守谷市・坂東市・ホウレンソウ、常総市・こまつな、常総市・坂東市・チンゲンサイ、古河市・結城市・常総市・境町・リーフレタス	通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する。
	結球葉菜類(キャベツ等)	-	-	○	坂東市・ハウサイ、古河市・結城市・常総市・境町・レタス	通年	
	果菜類(トマト等)	○	○	○	龍ヶ崎市・トマト、古河市・下妻市・筑西市・桜川市・キュウリ、筑西市・桜川市・イチゴ	通年	
	茎菜類(セロリ等)	○	○	-	境町・セロリ、常総市・ネギ	通年	
	根菜類(ダイコン等)	-	-	-			
	多年生の野菜(アスパラガス等)	-	-	-			
	ハーブ類等(セリ等)	-	-	-			
	花蕾類(カリフラワー等)	-	-	-			
	未成熟豆類(エダマメ等)	-	-	-			
2. 果実類							
D	ベリー類(ブルーベリー)	-	-	-			
	かんきつ類(ミカン・ユズ)	-	-	-			
	クリ	-	-	-			
	カキ	-	-	-			
	ウメ	-	-	-			
	ブドウ	-	-	-			
	キウイフルーツ	-	-	-			
	リンゴ	-	-	-			
	ナシ	-	-	-			
3. きのこと・山菜類							
A	原木しいたけ						
A	原木しいたけ	○	○	○	29市町村		出荷のための生産が行われている市町村ごとに実施
D	菌床しいたけ	○	○	○	44市町村		出荷のための生産が行われている市町村ごとに実施
D	乾しいたけ	○	○	○	39市町村		出荷のための生産が行われている市町村ごとに実施
A	山菜類(タケノコ、こしあぶら、たらのめ等)	○	○	○	44市町村		出荷を目的としたものについて、収穫の段階で市町村ごとに実施
4. 畜産物							
D	乳	○	○	○	常陸太田市、笠間市、常総市	通年	クーラーステーション(常陸太田市、笠間市、常総市)単位で月に1回以上検査
	牛肉	○	○	○	全県域	通年	全頭検査
	鶏肉、鶏卵、豚肉	○	○	○	主要産地等の市町村	通年	県内全域で月1回以上検査
	馬肉	○	○	○		通年	出荷時に検査
5. 野生鳥獣の肉							
A	イノシシ肉	捕獲時に適宜検査			石岡市	通年	本県の出荷・検査方針に基づき実施
6. 穀類							
D	麦	-	-	-			
	米	-	-	-			
	ソバ	-	-	-			
D	大豆	-	-	-			
D	小豆	-	-	-			
	落花生	-	-	-			
7. 海産魚種							
B	海産魚介類	○	○	○	県内海域(スズキ、イシガレイ他)	通年	漁業の実態に合わせて実施
	内水面魚介類	○	○	○	霞ヶ浦水系(天然ウナギ、天然キンフナ、天然アマノナマズ他)	通年	
	内水面魚介類			○	県内主要湖沼・河川(ウナギ他)	通年	
C	海産魚介類	○	○	○	県内海域(ヒラメ、カレイ類、ソイ・メバル類他)	通年	
	内水面魚介類			○	県内主要湖沼・河川(ウナギ、ヤマメ他)	通年	
D	海産魚介類	○	○	○	県内海域(シラス、イカ・カニ類他)	通年	
	内水面魚介類	○	○	○	県内主要湖沼・河川(シジミ他)	通年	
8. その他							
D	茶	-	-	-			
D	生鮮品又は加工品	○	○	○	全県域	通年	県内事業者が製造した又は県内流域の県外製造の加工食品(飲料水、牛乳、乳児用食品、一般食品)を週1回程度

※ A: 基準値超過が検出されたもの
B: 基準値の1/2の超過が検出されたもの
C: 検査の必要性が指示されているもの
D: 各自治体において計画的に実施するもの